

※ 別添

別記様式第10号（別記1の第6の1関係）

被害防止計画目標評価報告書

（中略）

（注）：1（略）

2 3の事業効果には、別記様式第8号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広かつ定量的に記入すること。なお、処理加工施設や捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。

3（略）

（別記2）

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

第1 事業の内容等

1・2（略）

3 事業の委託等

都道府県は、要綱別表2の事業内容の欄の推進事業の一部を他のもの（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、都道府県が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて委託することができるほか、都道府県の業務を請負又は役務要請で実施することができるものとする。

4（略）

第2～第5（略）

（別記3）

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

別記様式第10号（別記1の第6の1関係）

被害防止計画目標評価報告書

（中略）

（注）：1（略）

2 3の事業効果には、事業の実施により発現した効果を幅広に記入すること。なお、処理加工施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。

3（略）

（別記2）

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

第1 事業の内容等

1・2（略）

3 事業の委託

都道府県は、要綱別表2の事業内容の欄の推進事業の一部を他のもの（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

4（略）

第2～第5（略）

（別記3）

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

## 別表 5

## 1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名、目的  2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携  3 事業実施体制 協議会の概要  4 事業に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容(対象鳥獣、実施時期、 <u>事業内容(捕獲計画の設定根拠を含む。)</u> )、負担区分、獣種別単価及び予算が不足する場合の単価調整等の方法、 <u>鳥獣被害防止総合支援事業(推進事業・整備事業)・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・市町村単独事業等との連携</u>

## 2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名  2 推進体制に係る項目

## 別表 5

## 1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名、目的  2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携  3 事業実施体制 協議会の概要  4 事業に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容(対象鳥獣、実施時期、 <u>事業内容</u> )、負担区分、獣種別単価及び予算が不足する場合の単価調整等の方法

## 2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名  2 推進体制に係る項目

	<p>推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携</p> <p>3 事業内容に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）及び事業費、<u>予算が不足した場合の単価調整等の方法</u>、<u>鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業・整備事業）</u>・<u>鳥獣被害防止都道府県活動支援事業</u>・<u>環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業</u>・<u>市町村単独事業等との連携</u></p> <p>4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標及び捕獲計画の達成状況に関する事項</p>		<p>推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携</p> <p>3 事業内容に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）及び事業費</p> <p>4 被害防止計画及び緊急捕獲計画に係る項目 被害軽減目標及び捕獲計画の達成状況に関する事項</p>
--	--	--	--

別記様式第1号（略）

別記様式第1号（略）

（別添）鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（広域都道府県域）の実施状況報告（平成〇〇年度報告）

※ 別添

（別添）鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（広域都道府県域）の実施状況報告（平成〇〇年度報告）

※ 別添

（別記4）

鳥獣被害対策基盤支援事業

（別記4）

鳥獣被害対策基盤支援事業

第1 事業実施主体

1 要綱別表4の事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いする体制を有しているものとする。

なお、協議会は、要領別記1の第1の4の要件の全てを満たすものとする。

第1 事業実施主体

1 要綱別表4の事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いする体制を有しているものとする。

なお、協議会は、要領別記1の第1の4の要件の全てを満たすものとする。

<p>2 (略)</p> <p>第2 事業の内容等</p> <p>1 事業の内容</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 鳥獣利活用推進支援事業</p> <p>捕獲鳥獣を地域資源として有効活用し、農村地域の振興を図るため、捕獲から需要までの関係者で構成される全国的な検討体制を構築し、野生鳥獣肉(ジビエ)等(以下「ジビエ等」という。)の全国的な需要拡大及び利活用推進に資する、需要拡大、需要に対応した安定供給、流通体系の確立に向けた以下の取組を総合的に実施する。</p> <p>ア~エ (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>第3 交付額</p> <p>要綱別表4の交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、以下のとおりとする。</p> <p>鳥獣被害対策基盤支援事業は、<u>116,121</u>千円以内とする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第2 事業の内容等</p> <p>1 事業の内容</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 鳥獣利活用推進支援事業</p> <p>捕獲から需要までの関係者で構成される全国的な検討体制を構築し、野生鳥獣肉(ジビエ)等(以下「ジビエ等」という。)の全国的な需要拡大及び利活用推進のための以下の取組を実施する。</p> <p>ア~エ (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>第3 交付額</p> <p>要綱別表4の交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、以下のとおりとする。</p> <p>鳥獣被害対策基盤支援事業は、<u>116,586</u>千円以内とする。</p>
---	---

附 則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。